

2022年2月25日

(株)アクティブシックスオー
従業員・派遣従業員各位

株式会社アクティブシックスオー
代表取締役社長 松田 享

従業員代表の任期について

2020年2月に従業員全ての方に判断を仰ぎ、過半数以上の信認を得て、派遣スタッフの加藤 博範さん（派遣先：エムイーシーテクノ株式会社 E I事業本部 制御システム部 制御1グループ）が、従業員代表として現在、任に当たって頂いております。

従業員代表についての任期は、法的に決められておりませんが、過半数代表者としての信任度合いを考え、長くても2年の任期が望ましいとの考え方もあることから弊社としまして任期を2年（7月1日～翌々年6月30日）とすることで、加藤さんと協議した結果、ご了承いただきました。

加藤さんは、次の従業員代表にも立候補すると伺っております。他に従業員代表に立候補、推薦の方がいらっしゃる場合には選挙で、いらっしゃらない場合は、信任投票にて次の従業員代表を選出したいと思います。

従業員代表の役割は下記のとおりです。

- ① 時間外労働・休日労働に関する協定の締結（労基法第36条）
- ② 1年単位の変形時間労働制協定の締結（労基法第32条の4）
- ③ 就業規則を作成・変更する場合の意見の聴取、意見書の添付（労基法第90条）
- ④ 賃金控除協定の締結（労基法第24条但し書）
- ⑤ 年次有給休暇の計画的付与に関する協定の締結（労基法第39条）
- ⑥ 半日単位の年次有給休暇の実施に関する協定の締結（労基法第39条）
- ⑦ 育児・介護休業に関する協定の締結（育児介護休業法第39条）
- ⑧ 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定の締結等
- ⑨ その他労働基準法その他の法令に基づく「労働者の過半数を代表する者」としての任